

令和 8 年 第 II 回 公認会計士試験 短答式試験 企業法【講評】

企業法は例年通り全 20 問出題され、その内訳は、商法から 2 問、会社法から 16 問、金融商品取引法から 2 問でした。なお、会社法からの出題の内訳は、機関から 6 問、株式から 3 問、資金調達・組織再編行為等からそれぞれ 2 問、設立・株式会社の計算等・持分会社からそれぞれ 1 問ずつであり、判例からの出題は全部で 6 肢となりました。

難易度は以下のとおりです。

A ランク（なるべく正答したかった問題）... 17 問

B ランク（少なくとも二択には絞りがかった問題）... 3 問

C ランク（正答することが困難であった問題）... 0 問

以下、B ランクとした 3 問についてのコメントとなります。

（Web サーベイの結果を踏まえて、速報動画で A ランクとしていた **問題 5** を B ランクとしております。）

問題 5 は、エの肢を多くの方が誤ってマルと判断しておりました。自己新株予約権の取得は自己株式の有償取得とは異なり、株主に対する出資の払戻しという性格は有していないため、財源規制は課されておられません。イの肢の新株発行無効の訴えの原告適格を確実にマルと判断できずに誤ってしまった方が多かったと思われる。

問題 13 は、ウの肢の被告適格が細かい知識であり、また、エの肢も長い文章で意味を採りづらかった方が多いのではないかと思います。

問題 14 は、配当財産の交付方法、費用の分担、現物配当を行う際に定めることができる事項という、やや細かい知識からの出題が目立ったため、難しく感じた方が多かったと思われる。

A ランクを 17 問中 15~16 問正答し、B ランクを 3 問中 0~1 問正答した場合の **80 点** が合格ボーダーになると思われる。

前回の 12 月短答と同様、比較的長い肢や細かい知識の出題もありましたが、確実に判断できる肢も多く、しっかりと対策をして難しい肢に惑わされずに解答できれば結果的に高得点が見込めた回だったでしょう。

今後もこの傾向が続くとは限りませんが、基本的にはテキスト等で重要性が高い論点の精度を上げて、確実にマル・バツの判断をすることが高得点を獲得するためには重要であるといえます。

令和8年公認会計士試験

第Ⅱ回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1

正解 2 (難易度: A)

ア. ○ 営業を譲渡した商人(以下、「譲渡人」という。)は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村の区域内およびこれに隣接する市町村の区域内においては、その営業を譲渡した日から20年間は、同一の営業を行ってはならない(商法16条1項)。よって、特約があれば20年を下回ることも可能である。

イ. × 営業譲渡においては、債権者への公告・催告についての規定はない。

ウ. ○ 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負う(商法17条1項)。ただし、譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合であっても、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合には、譲受人は、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負わない(同条2項前段)。

商号を続用する場合であっても、登記という明確な手続をとる場合については、債権者の誤認のおそれがないため、譲受人に責任を課さなくてもよいと考えられるためである。

エ. × 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができる(商法18条1項)。当該規定の趣旨は、債権者の信頼を保護することにある。

もっとも、譲受人がかかる責任を負う場合には、譲渡人の責任は、当該広告があった日後2年以内に請求または請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する(同条2項)。

問題 2

正解 6 (難易度: A)

- ア. × 仲立人は商人であるため、特約がなくても報酬を当事者双方に請求することができる(商法 512 条)。
- イ. × 仲立人は、契約の当事者ではなく、契約の成立に尽力するという媒介行為を行うだけであるため、別段の意思表示や慣習がない限り、媒介により成立させた行為について、当事者のために支払いやその他の給付を受けることができない(商法 544 条)。
- ウ. ○ 当事者間において契約が成立した場合は、仲立人は遅滞なく、各当事者の氏名または名称、行為の年月日およびその要領を記載した結約書を作成し、これに署名または記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない(商法 546 条 1 項)。そして、当事者のうち一方が、結約書の受領や署名等を拒否した場合については、仲立人は遅滞なく、他方の当事者にその旨を通知しなければならない(同条 3 項)。このような場合には、その当事者に契約の成立や内容に関して何らかの異議があるためである。
- エ. ○ 商法上の仲立人とは、他人間の商行為を媒介することを業とする者をいう(商法 543 条)。婚姻は商行為ではないため、他人間の婚姻の媒介を行うことを業とする者は、商法上の仲立人ではなく、民事仲立人に該当する。

問題 3 正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ 定款で設立時役員等として定められた者は、出資の履行が完了したときに、それぞれ選任されたものとみなされる (38 条 4 項)。
- イ. ○ 株式会社を設立する場合には、株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益およびその発起人の氏名または名称は、定款に記載し、または記録しなければ、その効力を生じない (28 条 3 号)。
- ウ. × 設立時代表取締役の選定および解職は、**設立時取締役の過半数**をもって決定する (47 条 3 項)。会社成立前はまだ取締役会が存在しないので、「設立時取締役の過半数」で決定するのである。
- エ. × **発起人は**、株式会社の成立の時までの間、その**選任した設立時役員等 (38 条 4 項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む)**を解任することができる (42 条)。なお、設立時監査役を解任する場合にあっては、発起人の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって決定する (43 条 1 項かっこ書)。

問題 4 正解 5 (難易度：A)

- ア. × 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない (113 条 1 項)。これは、公開会社か否かによって左右されない。
- イ. ○ 発起設立の場合、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる (37 条 2 項)。
- ウ. × 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の 4 分の 1 を下ることができない。すなわち、設立時発行株式の 4 倍が発行可能株式総数の上限となる (4 倍ルール)。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない (37 条 3 項)。
- エ. ○ 発行可能株式総数の上限については、公開会社において、ウの肢で述べた 4 倍ルールが存在する。また、下限については、定款を変更して発行可能株式総数を減少するときは、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式総数を下ることができない (113 条 2 項) との規定がある。
発行可能株式総数が設立時発行株式総数と同じである場合は、これらの規定に反しないため許容される。

問題 5 正解 4 (難易度: B)

- ア. × 譲渡制限株式とは異なり、譲渡制限新株予約権(236条1項6号)を定める場合には、譲渡による新株予約権の取得について株式会社の承認を要する旨を**定款で定める必要はなく、新株予約権の内容**(238条1項1号)として定めればよい。
- イ. ○ 新株発行の無効を主張することができるのは、株主等(株主、取締役または清算人(監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役または清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役または清算人)または設立する持分会社の社員等(社員または清算人をいう))に限られる(828条2項1号かっこ書2号)。新株予約権者は含まれない。
- ウ. ○ 新株予約権者は、募集新株予約権についての払込期日までに、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額の払込み(当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付または当該株式会社に対する債権をもってする相殺を含む)をしないときは、当該募集新株予約権を行使することができない(246条3項)。なお、行使することができなくなった新株予約権は消滅する(287条)。
- エ. × 新株予約権の取得と引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する金銭については、**分配可能額規制**(461条1項各号)の対象外である。

問題 6 正解 6 (難易度: A)

ア. × 公開会社でない株式会社は、105 条 1 項各号に掲げる株主の基本的な権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる (109 条 2 項)。

イ. × 公開会社は、取締役等選任権付種類株式を発行することができない (108 条 1 項柱書ただし書)。

取締役等選任権付種類株式は、議決権制限株式 (108 条 1 項 3 号) に比べて、誰が当該種類株式を取得するかが会社運営に大きな影響を及ぼすと考えられるため、誰が当該種類株主になるかという点について、会社の意思が反映される非公開会社に限ってその発行を認めるべきだからである。

ウ. ○ 種類株式発行会社が公開会社である場合において、議決権制限株式の数が発行済株式総数の 2 分の 1 を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置をとらなければならない (115 条)。

議決権制限株式について発行限度が設けられているのは、少額の出資で株式会社を支配することは適当ではないからである。ただし、非公開会社においては、株式会社にとって好ましくない者が株主となることをそもそも阻止することができるため、株式の取得を認めたとえで議決権を制限することについても規制を加える必要性は乏しいことから、当該規制の対象は公開会社に限られている。

エ. ○ 各株主は、原則として 1 株につき 1 個の議決権を有する (1 株 1 議決権の原則、308 条 1 項本文)。当該原則は強行法規であり、会社法が認める例外を除いては、当該原則と異なる定めをすることができない。そして、ある種類の株式の株主について複数議決権を認めることは、会社法が規定する例外に含まれていない。

問題 7 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株主の提起した株主総会決議取消の訴えの係属中に当該株主が死亡した場合には、相続により株式を取得した相続人がその訴訟の原告たる地位を承継する（最判昭 45 年 7 月 15 日）。
相続等の一般承継によって株式が移転された場合、株式の取得者は、従前の株主の法律上の地位を包括的に承継することになるためである。
- イ. × 最高裁判所の判例の趣旨によれば、株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（105 条 1 項 1 号）、残余財産の分配を受ける権利（同項 2 号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項 3 号）などのいわゆる共益権とを有するのであって、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、**共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはない**（最判平 26 年 2 月 25 日）。
- ウ. × 株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式である場合には、当該株式取得者は、株式会社に対し、名義書換を請求することができない（134 条柱書本文）。譲渡制限株式の趣旨を没却させないためである。もっとも、かかる制限は、売買等の特定承継のみに適用され、**相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者には適用されない**（同条柱書ただし書 4 号）。
- エ. ○ 株式会社は、相続により譲渡制限株式を取得した者に対して、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨の定款の定めがある場合において、株主総会の特別決議（309 条 2 項 3 号）により、売渡請求に関する事項を定めたときは、売渡請求の対象となる株式を有する株主に対して、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる（176 条 1 項本文）。ただし、当該株式会社が相続その他の一般承継があったことを知った日から 1 年を経過したときは、当該売渡請求をすることはできない（同条項ただし書）。

問題 8 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 株主総会の招集請求をした株主は、株主総会の招集請求の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合には、**裁判所の許可を得て**、株主総会を招集することができる (297 条 4 項)。
- イ. ○ 書面投票制度および電子投票制度を定めた場合において、1 の株主が同一の議案につき両方の制度により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、当該事項を株主総会の招集通知に記載または記録しなければならない (298 条 1 項 3 ~ 5 号, 会社法施行規則 63 条 4 号ロ)。
- ウ. × 株主総会は、株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く) の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる (300 条本文)。
もつとも、**書面投票または電子投票による議決権行使を認める旨を定めている場合は、招集手続を省略することはできない** (300 条ただし書)。書面投票または電子投票による議決権行使を認める旨を定めた場合は、株主総会参考書類および議決権行使書面の交付等 (301 条, 302 条) が必要となるためである。
- エ. ○ 株主である取締役の解任に関する株主総会の決議においては、当該株主は特別利害関係株主に該当する。特別利害関係株主が議決権を行使したことにより著しく不当な決議がなされた場合は、株主総会の決議の取消事由となる (831 条 1 項 3 号) が、特別利害関係株主であっても議決権を行使すること自体は認められる (308 条 1 項参照)。

問題 9 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 監査役の解任は株主総会の特別決議によらなければならない(341条, 343条4項, 309条2項7号)。株主総会の特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合はその割合以上)を有する株主が出席し(定足数)、出席した当該株主の議決権の3分の2(定款で加重可)以上に当たる多数をもって行わなければならない(決議要件)(309条2項柱書)。すなわち、定足数については、定款の定めがあっても3分の1未満の割合とすることはできない。
- イ. ○ 株主総会の特別決議の決議要件は、アの肢で述べたとおりである。この場合においては、当該決議要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることができる(309条2項柱書後段)。すなわち、定款により頭数要件を加えるなど、会社法によって定められた要件を加重することが認められている。
- ウ. × 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、議決権行使書面の閲覧または謄写を請求することができる(311条4項前段)。株式会社が当該請求を拒否できるのは以下の場合(311条5項各号)に限られており、**当該株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいる場合は、これに含まれていない。**

- | |
|---|
| <p>① 請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき</p> <p>② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、または株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき</p> <p>③ 請求者が代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき</p> <p>④ 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき</p> |
|---|

- エ. × 電子提供措置期間中に電子提供措置の中断が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない（325 条の 6）。よって、善意でかつ重大な過失がないことだけでは不十分である。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと、または、株式会社に正当な事由があること
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の 10 分の 1 を超えないこと
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の 10 分の 1 を超えないこと
- ④ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間および電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと

問題10

正解 3 (難易度: A)

ア. ○ 取締役, 会計参与, 監査役および執行役は, 株主総会において, 株主から特定の事項について説明を求められた場合には, 当該事項について必要な説明をしなければならない (314 条本文)。もっとも, ① 株主が説明を求めた特定の事項が株主総会の目的である事項 (議題) に関しないものである場合, ② その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合, ③ その他正当な理由がある場合として法務省令 (会社法施行規則 71 条) で定める場合には, 株主から特定の事項について説明を求められた場合であっても, 取締役等は説明を拒絶することができる (314 条ただし書)。

会社法施行規則 71 条に定める場合とは, 以下のとおりである。

- (1) 株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合 (次に掲げる場合を除く)
 - ① 当該株主が株主総会の日より相当の期間前に当該事項を株式会社に対して通知した場合
 - ② 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者 (当該株主を除く) の権利を侵害することとなる場合
- (3) 株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) (1)~(3)のほか, 株主が説明を求めた事項について説明しないことにつき正当な理由がある場合

イ. × 株主総会の決議の取消しを主張することができる者は, 株主等 (創立総会の場合は, 株主等, 設立時株主, 設立時取締役または設立時監査役) である (831 条 1 項柱書前段)。ここで, 株主等とは, 株主, 取締役または清算人 (監査役設置会社にあつては株主, 取締役, 監査役または清算人, 指名委員会等設置会社にあつては株主, 取締役, 執行役または清算人) または設立する持分会社の社員等 (社員または清算人をいう) をいう (828 条 2 項 1 号かつこ書)。会計監査人は含まれない。

ウ. × 株主総会においては, その延期または続行について決議することができる。当該決議があつた場合は, 株主総会の招集の決定 (298 条) および株主総会の招集通知 (299 条) の規定は適用されない (317 条)。よって, 改めて招集の手続を行う必要はない。

- エ. ○ 最高裁判所の判例によれば、計算書類の承認決議（先行決議）がその手続に法令違反等があるとして取り消された場合、たとえ当該計算書類の内容自体が適正であったとしても、承認決議は遡及的に無効となるため、当該計算書類は不確定なものとなる。そして当該承認決議についての再決議がなされた等の特別の事情がない限り、その後の決算期において新たな計算書類等の承認決議（後行決議）が適法になされたとしても、過去の不確定な決算を前提としたものにならざるを得ず、新たな計算書類等の記載内容も不確定なものとなる。そのため、新たな計算書類等の承認決議（後行決議）が適法になされた後であったとしても、計算書類等の承認決議（先行決議）の取消しを求める訴えの利益は失われないものとされる（最判昭 58 年 6 月 7 日）。

問題11

正解 4 (難易度：A)

- ア. × 取締役会設置会社（監査役設置会社、**監査等委員会設置会社**および指名委員会等設置会社を除く）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役（招集権者を定めた場合は招集権者）に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる（367条1項2項）。
- イ. ○ 399条の13第4項の規定にかかわらず、定款の定めがある場合は、監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる（399条の13第6項）。同条5項各号記載の事項は委任が認められない（同条6項かつこ書）が、支配人の選任は含まれていないため、取締役に委任することができる。
- ウ. ○ 事業報告要求権、業務財産調査権または子会社調査権（399条の3第1項第2項）について、監査等委員会の決議があるときは、監査等委員会が選定する監査等委員は、これに従わなければならない（同条4項）。
監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会としての意思決定に従い、統一のとれた調査活動を行うことが求められるためである。
- エ. × 会計監査人が欠けた場合または定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役（監査役会設置会社では監査役会、**監査等委員会設置会社では監査等委員会**、指名委員会等設置会社では監査委員会）は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（346条4項6項7項8項）。監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し（定足数）、その過半数をもって行う（決議要件）（399条の10第1項）ため、監査等委員全員の同意は必要ない。

問題12 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（定款で加重可）が出席し（定足数）、その過半数（定款で加重可）をもって行う（決議要件）（369条1項）。最高裁判所の判例の趣旨によれば、取締役会の定足数は、開会時に充足されただけでは足りず、討議、議決の全過程を通じて維持されなければならない、議決時にこれを欠くに至った場合には、取締役会決議は無効となる（最判昭41年8月26日）。
- イ. ○ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、取締役会の開催にあたり、一部の取締役に対して招集通知もれがあった場合、当該取締役会の決議の効力は原則として無効であるが、欠席した取締役が出席してもなお決議の結果に影響がないと認められる特段の事情がある場合には、当該決議は例外的に有効である（最判昭44年12月2日）。
- 取締役会の決議の瑕疵については、株主総会の場合と異なり、会社法上、特別の訴えの制度は設けられていないことから、一般原則により、原則として無効であるが、軽微な手続上の瑕疵については当然に無効と解すべきではないというのがその理由である。
- ウ. × 取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）における当該取締役会設置会社と取締役（取締役であった者を含む）の間の訴えにおいて、株主総会は、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる（353条、386条1項、399条の7第1項、408条1項）。この**代表者の選定は任意である**ため、株主総会が当該代表者を定めない場合については、取締役会が当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる（364条）。もっとも、取締役会による代表者の選定についても任意であるため、取締役会においても代表者を定めなかった場合は、代表取締役が株式会社と取締役の間の訴えにおいて株式会社を代表する（349条4項）。
- エ. × アの肢の解説で述べたとおり、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（**定款で加重可**）が出席し（定足数）、その過半数（定款で加重可）をもって行う（決議要件）（369条1項）。定款によっても、定足数の軽減は認められない。

問題13

正解 4 (難易度: B)

- ア. × 役員の解任の訴えについては、議決権数基準以外に株式数基準も設けられており、当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主であっても、株式数基準（854 条 1 項 2 号）を満たせば、役員の解任の訴えを行うことができる。
- イ. ○ 最高裁判所の判例の趣旨によれば、役員の留任義務（346 条 1 項）に基づき退任後もなお役員としての権利義務を有する者の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があった場合において、役員解任の訴えの規定（854 条 1 項）を適用または類推適用して株主が訴えをもって当該者の解任請求をすることは許されない（最判平 20 年 2 月 26 日）。なぜなら、株主は、一時役員を選任を申し立てることで（346 条 2 項）、当該者の地位を失わせることができるためである。
- ウ. ○ 役員の解任の訴えにおいては、株式会社および解任の対象となる役員を被告とする（855 条）。
- エ. × 種類株式発行会社は、ある種類株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社では株主総会または取締役会、清算人会設置会社では株主総会または清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会または清算人会の決議のほか、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない（323 条本文）。
- そして、役員の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、① 当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき、または、② 当該役員を解任する旨の株主総会の決議が、323 条の規定によりその効力を生じないときは、一定の株主は、当該株主総会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができる（854 条 1 項柱書）。

問題14 正解 5 (難易度：B)

- ア. × 配当財産は、株主名簿に記載または記録した株主（登録株式質権者を含む）の住所または株主が株式会社に通知した場所において、これを交付しなければならない（457条1項）。
- イ. ○ 株式会社は、その株主（当該株式会社を除く）に対し、剰余金の配当をすることができる（453条）。
- ウ. × 配当財産の交付に要する費用は、株式会社の負担とする（457条2項本文）。ただし、株主の責めに帰すべき事由によってその費用が増加したときは、その増加額は株主の負担とする（同条項ただし書）。
- エ. ○ 現物配当を行う場合、株式会社は、① 株主に対して金銭分配請求権を与えるときはその旨および金銭分配請求権を行使することができる期間および② 一定の数未満の数の株式（基準未満株式）を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときはその旨およびその数を定めることができる（454条4項柱書本文各号）。

問題15

正解 3 (難易度：A)

- ア. ○ 持分会社を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、または記名押印しなければならない(575条1項)。当該定款は、電磁的記録をもって作成することができるが、この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、署名または記名押印に代わる措置として電子署名が必要となる(同条2項、会社法施行規則225条1項10号)。
- イ. × 持分会社の定款は、株式会社の場合とは異なり、**公証人の認証を必要としていない**(30条1項参照)。持分会社の社員には相互に信頼関係があるため、公証人の認証により、定款が適法であることを確保する必要性に乏しいからである。
- ウ. × 合名会社は、次に掲げる事項を登記しなければならない(912条)。ここに**社員の出資の目的およびその価額または評価の標準は含まれていない**。

- | | |
|---|--|
| ① 目的 | ①～④は株式会社・持分会社問わず、登記を要する! |
| ② 商号 | |
| ③ 本店および支店の所在場所 | |
| ④ 合名会社の存続期間または解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め | ⑤ 社員の責任が直接責任なので、社員の氏名等を登記する! |
| ⑤ 社員の氏名または名称および住所 | |
| ⑥ 合名会社を代表する社員の氏名または名称(合名会社を代表しない社員がある場合に限る) | ⑥ 所有と経営が制度的に一致しており、各自代表の原則なので、例外的に会社を代表しない社員がいる場合に限って代表者を登記する! |
| ⑦ 合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名および住所 | |
| ⑧ 939条1項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め | |
| ⑨ ⑧の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項 | |
| (i) 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの | |
| (ii) 939条3項後段の規定による定款の定め(事故等により電子公告ができない場合の予備的公告方法に関する定款の定め)があるときは、その定め | |
| ⑩ ⑧の定款の定めがないときは、939条4項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨 | |

- エ. ○ 持分会社の定款には、絶対的記載事項のほか、相対的記載事項および任意的記載事項を記載することができる(577条)。

問題16 正解 6 (難易度: A)

ア. × 会社は、各社債の金額（1口あたりの金額）が1億円以上である場合について、社債管理者の設置義務を負わない（702条ただし書）。なぜなら、このような社債権者は、一定規模以上の資産を有すると考えられるし、有価証券について専門的知識および経験を有する者（金融商品取引法上の適格機関投資家に相当）と考えられ、自ら社債発行会社と交渉する能力を持っていると考えられるためである。

イ. × 社債管理補助者は、次に掲げる者でなければならない（714条の3、会社法施行規則171条の2）。

- ① 銀行
- ② 信託会社
- ③ その他これらに準ずるものとして法務省令で定める者
- ④ 弁護士および弁護士法人

社債管理者の資格は、①～③である（703条各号）ため、社債管理補助者は、社債管理者と同一の資格要件を満たす必要はない。

ウ. ○ 社債管理補助者は、社債発行会社との間の委託契約に定める範囲内において、次に掲げる行為をする権限を有する（714条の4第2項各号）。

- ① 社債に係る債権の弁済を受けること
- ② 社債に係る債権の弁済を受け、または社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為（714条の4第1項各号および同条2項1号に掲げる行為を除く）
- ③ 社債の全部についてするその支払の猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解および社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（706条1項各号の行為）
- ④ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

エ. ○ 社債発行会社が社債管理者を置くときは、社債管理補助者との間の社債の管理の補助を行うことの委託に係る契約は、終了する（714条の6）。

問題17 正解 2 (難易度 : A)

- ア. ○ 株式交換において、株式交換完全親会社となることができるのは、株式会社または合同会社である (767 条, 2 条 31 号)。
- イ. × 株式交換の場合は効力発生日以降においても株式交換完全子会社が存続するため、株式交換完全親会社が株式会社である場合の株式交換契約において、株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付する旨 (768 条 1 項 4 号) を定めない限り、株式交換完全子会社の新株予約権者には何も交付されることはなく、株式交換完全子会社の新株予約権者のまま残ることとなる。したがって、この場合において、**株式交換完全子会社の新株予約権は当然には消滅しない**。また、株式交換完全親会社が持分会社である場合も、株式交換完全子会社の新株予約権者のまま残ることとなる。
- ウ. ○ 株式交換契約新株予約権、または、株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であって、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもののうち、株式交換契約における株式交換完全子会社の新株予約権の取扱いに関する定め (768 条 1 項 4 号 5 号) が、新株予約権を発行する際に新株予約権の内容として定められた条件 (236 条 1 項 8 号ニ) に合致する新株予約権以外の新株予約権を有する新株予約権者は新株予約権買取請求をすることができる (787 条 1 項 3 号)。
- すなわち、新株予約権の内容として 236 条 1 項 8 号ニの定めがあり、当該定めによる条件と株式交換契約における株式交換完全子会社の新株予約権者の取扱いが合致しない場合の新株予約権者、または、新株予約権の内容として 236 条 1 項 8 号ニの定めがなく、株式交換完全子会社の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権が交付される場合の新株予約権者が新株予約権買取請求をすることができる。
- エ. × 株式交換の効力発生日を変更する場合には、**変更後の効力発生日を変更前の効力発生日より前の日にすることもできる** (790 条 1 項 2 項)。

問題18 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 株式会社が組織変更をする場合において、当該株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（組織変更後の持分会社の持分を除く）を交付するときは、組織変更計画において、当該金銭等の割当てに関する事項を定めなければならないが、当該株式会社自身が有する自己株式に当該金銭等を割り当てることを定めることはできない（744条1項5号6号）。
- イ. ○ 持分会社が組織変更をする場合は、当該持分会社は、組織変更計画において、組織変更後の株式会社の取締役の氏名を定めなければならない（746条1項3号）。
- ウ. × 組織変更をする株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、組織変更について異議を述べることができる（779条1項）。
組織変更後の持分会社の種類に関わらず、債権者は異議を述べることができる。
- エ. × 組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について当該株式会社の総株主の同意を得なければならない（776条1項）。

問題19

正解 5 (難易度: A)

ア. × 地方債証券は、金商法上の「有価証券」に該当する (金商法 2 条 1 項 2 号)。

イ. ○ 社債券は、金商法上の「有価証券」に該当する (金商法 2 条 1 項 5 号)。なお、社債券には相互会社の社債券が含まれる (同条項号かっこ書)。

ウ. × 信託の受益権 (受益証券に表示されるべきものを除く) は、金商法上の「有価証券」とみなされる (金商法 2 条 2 項 1 号)。

エ. ○ 合同会社の社員権は、金商法上の「有価証券」とみなされる (金商法 2 条 2 項 3 号)。

問題20

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ 特別の法律により法人の発行する債券（金商法 2 条 1 項 3 号）については，特別法の規制が存在するため，開示規制の適用対象外とされる（金商法 3 条 2 号）。
- イ. × 電子記録移転権利とは，金商法 2 条 2 項各号に掲げる権利のうち，電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（トークン）に表示される権利をいう（金商法 2 条 3 項）。
- 電子記録移転権利は，第 1 項有価証券に該当することとなり，開示規制の適用対象となる。
- ウ. ○ 有価証券届出書のうちに，重要な事項について虚偽の記載があり，または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは，当該有価証券届出書の届出者（発行会社）は，当該有価証券を募集または売出しに応じて取得した者に対して，損害賠償責任を負う（金商法 18 条 1 項本文）。当該責任は無過失責任である。
- ただし，当該有価証券を取得した者が取得の申込みの際，有価証券届出書の記載が虚偽であり，または欠けていることを知っていた場合は，届出者の責任は免責される（同条項ただし書）
- エ. × 有価証券報告書の内閣総理大臣への提出は，内国会社にあつては，その事業年度経過後 3 か月以内に行わなければならない（金商法 24 条 1 項）。